# 熊本産業展示場の管理運営に 関する協定書(案)

熊本県商工労働部食のみやこ推進局 販路拡大ビジネス課

## 熊本産業展示場の管理運営に関する協定書

熊本県(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、熊本産業展示場条例(平成8年熊本県条例第65号。以下「条例」という。)第11条第1項の規定により指定管理者として指定された乙が行う熊本産業展示場(以下「産業展示場」という。)の管理及び運営に関する業務(以下「管理業務」という。)について、次の条項により協定を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、条例第11条第1項の規定により指定管理者として指定された乙が行う管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (管理業務の範囲)

- 第2条 甲は、条例第12条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。
  - (1) 条例第3条各号に掲げる業務
  - (2) 産業展示場の使用許可に関する業務
  - (3) 産業展示場の施設等の維持管理及び修繕に関する業務
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、乙が産業展示場の管理運営上必要と認める業務
- 2 前項各号に掲げる管理業務の細目は、別記1「熊本産業展示場管理業務仕様書」(以下「仕様書」という。)に定めるとおりとする。

#### (管理物件)

- 第3条 管理業務の対象となる施設及び物品(以下「管理物件」という。)は、別に甲が 提示する財産台帳及び物品台帳に記載するとおりとする。
- 2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

#### (乙の責務)

- 第4条 乙は、産業展示場が円滑に運営されるよう、条例及び熊本産業展示場条例施行規則(平成9年熊本県規則第21号)のほか、次に掲げる規程及びこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実に管理業務を履行しなければならない。
- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)その他の行政関係法令
- (2) 労働基準法(昭和22年法律第49号)労働安全衛生法(昭和47年法律第5 7号)その他労働関係法令
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)水 道法(昭和32年法律第177号)建築基準法(昭和25年法律第201号) 消防法(昭和23年法律第186号)電気事業法(昭和39年法律第170号) その他管理物件の維持管理又は保守点検に関する法令
- 2 乙は、次に掲げる事項に留意し、管理業務を履行しなければならない。
- (1) 管理物件の管理の実施に際し知り得た個人情報の保護を図るため、熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第13条第2項の規定に従い、

第20条において定める安全確保の措置を講じること。

- (2) 産業展示場の使用に係る行政処分に相当する権限を行使するときは、熊本県行政手続条例(平成7年熊本県条例第53号)第2章の規定を遵守すること。
- (3) 管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書は、これを適正に管理し、 5年間保存すること。次条第1項に規定する指定期間を過ぎた後も同様とする。
- (4) 管理業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底及び温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進及び適正処理に努めること。
- (5) 管理業務の実施に当たっては、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達(グリーン調達)に努めること。
- 3 乙は、産業展示場の使用者の被災に対する第一次責任を有し、産業展示場又は当該 使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲 の指示に従うこととする。
- 4 乙は、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

## (指定の期間)

- 第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間(以下「指定期間」という。)は、令和 8年4月1日から令和13年3月31日までとする。
- 2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## (委託料)

第5条の2 管理業務に係る委託料の額は、次表のとおりとする。

項目	委託料の額
令和10年度	金 162,802,000円
	(うち消費税及び地方消費税の額 14,800,181円)

- 2 甲は、乙と協議したうえで前項の委託料の支払計画を定め、その計画に沿って乙は 委託料を請求するものとする。
- 3 甲は、前項の規定による適法な請求書を受理した日から30日を経過する日までに 委託料を乙に前金払いにより支払うものとする。

## (委託料の額の変更)

第5条の3 委託料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

#### (納付金)

- 第6条 乙は、甲に令和8年度から令和13年度まで令和10年度を除き毎年度36, 000,00円を納付金として納付することとする。
- 2 前項の納付金の納付期限は、前期分を10月末日(10月末日が土曜日又は日曜日 に当たるときは、その日後最初の月曜日)後期分を3月15日(3月15日が土曜日

又は日曜日に当たるときは、その日後最初の月曜日)とし、それぞれの期限までに36,000,000円を納付することとする。

## (納付金の額の変更)

第7条 納付金の額を変更すべき特別な事情が生じた場合は、その都度、甲、乙協議の うえ、定めるものとする。

#### (商標使用)

第8条 乙は、別記2「熊本産業展示場関連商標使用に係る特記事項」により産業展示 場関連商標を使用することとする。

## (リスク分担)

- 第9条 管理業務に係るリスク分担については、別記3「リスク分担表」のとおりとする。
- 2 前項のリスク分担に疑義がある場合又は同項に定めるリスク分担以外の不測のリスクが生じた場合は、甲、乙協議のうえ、リスク分担を決定する。

## (事業計画等の提出)

- 第10条 乙は、事業年度の2月末日までに、当該事業年度の翌事業年度の管理業務に 係る事業計画書を甲に提出しなければならない。
- 2 前項の事業計画書に記載する事項は、次のとおりとする。
  - (1) 管理業務に係る運営体制
  - (2) 管理業務として実施する事業の概要及び実施する時期
  - (3) 管理業務に係る経費の総額及び内訳
  - (4) その他甲が必要と認める事項
- 3 甲は、第1項の事業計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をする ことができる。

#### (月次報告等)

- 第11条 乙は、毎月終了後10日以内に月次報告書を甲に提出するものとする。
- 2 前項の月次報告書に記載する事項は、次のとおりとする。
  - (1) 産業展示場の月間利用状況
  - (2) 産業展示場の月間収入状況
  - (3) 利用者からの苦情とその対応状況
  - (4) 管理業務として実施した事業の内容及び実績
  - (5) その他甲が必要と認める事項
- 3 乙は施設設備の維持管理及び修繕業務に関する事項について、業務別に日報を作成 し、甲の求めに応じ、随時提出できる体制を整えておくものとする。
- 4 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、第2項各号に掲げる事項のほか管理業務及び管理業務に係る経理の収支の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、 実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

5 乙は、施設内での事故や利用者からの苦情のうち重要と判断される案件等については、随時、速やかに甲に報告しなければならない。

## (年次報告等)

- 第12条 乙は、事業年度終了後2月を経過する日までに管理業務に係る事業報告として、年次報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。
- 2 前項の年次報告書に記載する事項は、次のとおりとする。
  - (1) 産業展示場の年間業務実績報告(管理業務の実施状況及び施設の利用状況を 記載したもの)
  - (2) 産業展示場の使用状況
  - (3) 産業展示場の利用料金等の収入の実績
  - (4) 管理業務に係る経費の収支決算
  - (5) 自己評価報告
  - (6) その他甲が必要と認める事項
- 3 甲は、産業展示場の良好な状況を確保するため、管理業務の水準を表す適正な指標 を設定するものとする。
- 4 乙は、第1項の年次報告書と併せ、前項の指標に対する管理業務の進捗状況を記載 した書面を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、管理業務に係る経費の収支に関する帳票その他管理業務に係る記録を整備し、 常に管理業務に係る経理を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、そ の求めに応じ、状況を報告しなければならない。

#### (情報公開)

第13条 乙は、産業展示場の管理及び運営に関する情報の公開を行うため必要な措置 を講ずるよう努めるものとする。

## (指定の取消し等)

- 第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者としての指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部の実施を停止させ、(支払った経費の全部若しくは一部を返還させ、)及びこれらにより生じた損害の賠償を命じることができる。
  - (1) この協定に違反したとき。
  - (2) 管理業務の処理が著しく不適当であるとき。
  - (3) 乙の代表者等が指定管理者からの暴力団排除に関する合意書 2 に定める排除 措置の対象者であるとき。
  - (4) 産業展示場の指定管理者の募集要項に定めた参加資格に掲げる要件を欠くこととなったとき、財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、又は社会的信用を著しく損なうなど乙が指定管理者としてふさわしくないとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙が産業展示場の指定管理者として管理業務を継続して実施することが適当でないとき。

- 2 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その3月前までに甲の承認を得なければならない。
- 3 甲は、第1項各号に掲げる場合のほか、必要があるときは、管理業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。
- 4 前 2 項の規定により、この協定が解除され、又は管理業務が廃止された場合における損害の賠償については、甲、乙協議して定める。

## (天災等による施設供用の休止等)

- 第15条 甲は、天災その他やむを得ない事由により産業展示場の全部又は一部を使用させることができないと認めるときは、産業展示場の全部又は一部の供用を休止するため、この指定管理者としての指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部の実施を停止させることができる。甲が産業展示場を武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)で定める避難施設として 指定し、武力攻撃事態等の避難施設として使用する場合についても、同様とする。
- 2 乙は、前項に規定する事由により産業展示場の全部又は一部を利用させることができないと認めるときは、甲の承認を得て産業展示場の全部又は一部の供用を休止することができる。

## (原状回復義務)

第16条 乙は、指定期間が満了したとき、又は指定管理者としての指定を取り消され、 若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その 管理しなくなった管理物件の全部又は一部を速やかに原状に回復しなければならない。 ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

#### (損害の賠償)

- 第17条 乙は、管理業務の履行に当たり、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三 者に損害を与えた場合は、当該損害を賠償しなければならない。
- 2 前項に規定する場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ、甲が損害を賠償 したときは、甲は、乙に対して求償権を有するものとする。

#### (保険契約)

- 第18条 乙は、甲が指定する期日までに、自己の負担により損害賠償責任の履行の確保のため、履行保証保険契約(以下この条において「保険契約」という。)を締結するものとする。
- 2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、当該保険契約に係る保険証券の写しその他の契約内容を証する書面を、遅滞なく甲に提出するものとする。
- 3 乙が保険契約の変更を行ったときは、前項の規定を準用する。

## (管理業務の再委託)

第19条 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得て、管理業務の一部の実施を第三

者に委託し、又は請け負わせることができる。ただし、管理業務の全部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の規定により乙が管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合に おいては、当該管理業務の一部に関して、当該第三者の責めに帰すべき事由により生 じた損害は、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害とみなす。

## (個人情報の保護)

第20条 乙は、管理業務を実施するに当たっての個人情報の取扱いについては、別記4「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

## (管理物件以外の産業展示場の使用)

第21条 乙は、管理物件以外の産業展示場の施設、設備及び物品を使用するときは、 甲の承認を得なければならない。

## (重要事項の変更の届出)

第22条 乙は、定款、事務所の所在地、代表者等の変更等を行ったときは、遅滞なく 甲に届け出なければならない。

## (書類の提出)

第23条 乙は、管理業務に必要な諸規則及び非常時の体制を整備し、これを甲に届け 出なければならない。

#### (業務の引継ぎ等)

- 第24条 乙は、指定期間が満了し、又は指定管理者としての指定を取り消されたときは、円滑に、かつ、支障なく管理業務の実施が継続できるよう、甲又は甲が指定する者に対して、管理業務の引継ぎを行わなければならない。
- 2 甲が、新たに指定管理者の募集等を行う場合において、乙は、甲の求めに応じて、 管理業務の実施状況等に関する情報を提供しなければならない。

#### (協定の改定)

第25条 管理業務に関し、事情が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議のうえ、この協定を改定することができる。

#### (協議)

第26条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その 1 通を所持する。

#### 令和 年(年)月日

甲熊本県代表者熊本県知事木村敬

Z